

小値賀町議会第二回定例会
(第三日目)

一、出席議員

十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加
藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山
一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
輝 美 教 藏 之 光 治 朗 明 郎 佳 德

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-------|---------|---------|---------|-------------|---------------------|---------|-------------|---------|-------------------|---------|
| 町長 | 助役 | 収入役 | 教 育 長 | 総 務 課 長 | 財 政 課 長 | 住 民 課 長 | 産 業 振 興 課 長 | 産 業 振 興 課 専 門 幹 事 長 | 建 設 課 長 | 診 療 所 事 務 長 | 教 育 次 長 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 保 育 所 長 |
| 山 田 | 三 浦 | 神 川 | 巖 充 | 谷 良 一 | 西 村 久 | 中 川 一 | 松 本 充 | 吉 元 勝 信 | 中 村 敏 章 | 升 水 裕 司 | 大 黒 泰 三 | 熊 脇 一 | 中 谷 功 |

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 松

永 永

清 一

美 誠

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第二回定例会

平成十八年六月二十二日（木曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（横山弘藏議員・立石隆教議員）
- 第二 議案第四五号 平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）
- 第三 議案第四六号 平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）
- 第四 議案第四七号 平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）
- 第五 発議第五号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案
- 第六 発議第六号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書案
- 第七 発議第七号 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第八 発議第八号 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第九 発議第九号 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十 議員派遣の件について

午前九時三十分開議

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、九番・横山弘藏議員、十番・立石隆教議員を指名します。

日程第二、議案第四五号、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） 議案第四五号、小値賀町一般会計補正予算（第一号）について説明いたします。

今回の予算は、塵芥処理費・し尿処理費関係及び大島漁港船揚場補修工事に伴う補正、離島開発総合センターのアクセス撤去工事に伴う補正、前年度繰越金の補正が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ四千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十九億二百万円とするものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、十四款・県支出金、二項・県補助金、四目・農林水産業費県補助金百十五万円は、長崎グリーン・ツーリズムステーション育成事業費補助金の追加でございます。補正後の県補助金の総額を一億七千四百一十一万四千円としております。

十五款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・財産貸付収入を四十二万円増額し、補正後の財産運用収入の総額を六百二十一万三千円としております。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、六目・地域福祉振興基金繰入金百万円の減額、八目・減債基金繰入金一千五十五万五千円の減額、十二目・公民館建設基金繰入金百二十三万円を増額し、基金繰入金の総額を二億九千八百五十八万九千円としております。

十八款・繰越金、一項・繰越金、一目・繰越金を四千六百二十一万一千円増額し、繰越金の総額を六千六百二十一万一千円としております。

十九款・諸収入、四項・雑入、五目・雑入を二百五十四万四千円増額し、雑入の総額を五千四百四十万三千円としております。

歳出では、一款・議会費、一項・議会費、一目・議会費を二万四千円増額し、議会費の総額を五千八百八十六万三千円としております。

二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費を二万七千円減額、五目・財産管理費を二万八千円増額、七目・交通安全対策費を十万三千円増額し、総務管理費の総額を三億二千一万五千円としております。同じく六項・監査委員費、一目・監査委員費を一万円減額し、監査委員費の総額を百三十一万二千元としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費を八万九千円増額、三目・老人福祉費四百万円の増額は、グループホーム建設予定地敷地造成工事の工事請負費でございまして、社会福祉費の総額を二億九千九百三十四万一千円としております。同じく二項・児童福祉費、三目・児童福祉施設費を六十三万九千円増額し、児童福祉費の総額を七千五百四十四万七千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費二百三十万円の減額は、国保診療所特別会計繰出金三百五十万円の減額が主なものでございまして、保健衛生費の総額を一億一千五百五十九万九千円としております。同じく二項・清掃費、一目・塵芥処理費六百七十二万円の増額は、灰出コンベア運行部品取り替え及びパッチ当て補修工事でございまして。二目・し尿処理費一千百五十五万円の増額は、汚泥遠心濃縮機修繕費でございまして、清掃費の総額を九千七百二十六万二千円としております。

五款・農林水産業費、三項・水産業費、五目・漁港建設費三百五十万円の増額は、大島漁港船場補修工事が主なものでございまして、水産業費の総額を二億一千三百四万五千円としております。

六款・商工費、一項・商工費、三目・観光費を三百七十七万二千元増額し、商工費の総額を四千三百七十二万二千元としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費を百万円増額し、土木管理費の総額を一億一千七百四十九万一千円としております。同じく二項・道路橋梁費、二目・道路維持費を百万円増額し、道路橋梁費の総額を一千六十一万九千円としております。同じく三項・住宅費、一目・住宅管理費を十七万六千円増額し、住宅費の総額を二億一千五百四万六千円としております。

八款・消防費、一項・消防費、二目・消防施設費を百六十二万円増額し、消防費の総額を八千七百三十四万円としております。

九款・教育費、七項・社会教育費、一目・社会教育総務費百二十三万円の増額は、納島地区・大浦地区・唐見崎地区公民館の下水道工事及びトイレ増設改良工事が主なものでございます。三目・総合センター費六百五十万円の増額は、アスベスト撤去工事に伴う工事請負費の補正でございまして、社会教育費の総額を六千八百四十八万七千円としております。

十一款・公債費、一項・公債費、一目・元金は、財源調整でございまして。

十三款・予備費、一項・予備費、一目・予備費を三十八万六千円増額し、予備費の総額を六百四十一万二千元としております。

以上、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）の概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第十四款・県支出金

松永議員

六番（松永勇治） 農業費補助金で県補助金、長崎グリーン・ツーリズムステーション育成事業費補助金百十五万円、今回新たに計上されておりますが、商工費の観光費に充当してありますが、事業の内容、補助金の内容をお尋ねします。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） お答えいたします。

この事業は、長崎県の農政課の事業でありまして、グリーンツーリズム事業を継続的に実施するため、民間主体の組織作りを支援する事業でありまして、内容といたしましては、組織の設置、運営の支援、これは事務局その他の経費に充てることができます。

それから、コーディネートターの設置、これにつきましても、人件費的部分の支援を行うことができます。それから、インストラクターとの連携。いろんなプログラムを作成する時に、そういった人材を育成するというものがございます。それから、都市住民へのプロモーション活動の実施というものが主な事業内容でございます。この助成金につきましては、一年目・二年目が二分の一の助成、三年目が三分の一の助成ということで、平成十八年度から二十一年度の三カ年事業ということになっております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十五款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十八款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十九款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・議会費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・総務費

松永議員

六番（松永勇治） 七目・交通安全対策費の十九節・負担金、補助及び交付金で、婦人交通指導員設置負担金が十七年度が五十七万四千円ですが、本年度は十万三千円補正して六十七万七千円に増額されておりますけども、この内容についてお尋ねします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） お答えします。

これは、宇久町が佐世保市と合併したために離れましたので、新上五島町と小値賀町がそれぞれ宇久町の分を負担して、それが十万三千円です。

因みに、小値賀町は十万三千円で、新上五島町が五十一万四千円の負担増になっております。

理由は、宇久町が佐世保市と合併したためでございます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） そうしますと、宇久町には婦人指導員は設置されないということですか？

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） 宇久町は佐世保市になりますので、佐世保市の方が面倒みることになると思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

六番（松永勇治） くだいようですけれども…。

松永議員

前はですね、宇久と小値賀と交互でおって、小値賀に駐在している時には少し高かったてっすよね。駐在しとるっちゅうことで…。ですけど、今度宇久島の分を、今のからいくと、新上五島町と小値賀町で負担するんだっちゅうな話だったんですけども、もう一回よろしくお願いします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） もう一回答えますが、今までは新上五島町と小値賀町と宇久町ですね、交通指導員三名おられますけど、三名の分をですね、負担してたんですが、これが宇久島が三月三十一日で佐世保市になりましたので、結局、新上五島管内は小値賀町と新上五島町になったわけですね。

それで、先ほど言いました十万三千円と五十一万四千円がそれぞれ小値賀町と新上五島町が増額になったわけでございます

て、宇久町は佐世保市になりましたので、佐世保市の方から交通指導員は来られることになると思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第三款・民生費

松永議員

六番（松永勇治） 三項ですね、老人福祉費、十五節・工事請負費に『グループホーム建設予定地敷地造成工事費』四百万円が計上してあります。

グループホーム建設場所についてはですね、始めは養寿園敷地内にと、博仁会が建設すると、そのために用地の確保については町が土地所有者と協議するという話でした。

その後、水の下、購入土地を造成して町が博仁会に貸与して、博仁会が建設・運営する話は非公式に町長からありましたが、議会と正式な協議はまだなされていないと思うんです。私だけか知りませんが、記憶にありません。

今回、本予算に計上されているこの点について、町長はどうご理解しておられますか？

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

当初ですね、建設予定地については二者選択の方法であったと思っております。今の養寿園の隣の敷地と、町が買いましたグループホームの前の予定地と、両方ということでやってたわけでございますけれども、最終的にですね、理事会の方では「やはり見晴らしがいいのがいい」と。それと、広さがですね、ちよつと水の下、町営住宅の下の用地の方が便利がいということ、一応決まったわけですが、そういうことで、一応今回四百万を計上させていただいたということでございます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 私は、金額のことは何も申し上げません。

ただ、場所の決定についてですね、「どちらにするか」ということで、今のところ、さつき申し上げましたとおりのことでありましたので、住民から聞かれてもですね、正式に「こういうようなことになっておりますよ。」ということは非公式なものですから、話せないわけですね。皆さんみな興味はもっておりますけど…。

ですけども、この四百万円にすることについてはですね、私は別にいろいろは申し上げません。ですけども、場所の決定についてですね、議会には非公式に、なんかのついでに町長から報告は受けとります。ですけど、その時点ではですね、「こういう大事なことについては、後ほど、よく協議をしましょう。」ということだったと思うんですけれども……。私はそういうふうに記憶しておりますが……。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 全協で一回目の話は、そういうことだったと思っておりますが、二回目については、場所と金額等についてですね、説明したと思っておりますが……。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） 関連質問ですが、今ですね、土地の問題もありますが、先ほど言われた、非公式で運営等についてのですね、話の結果をちよっとお聞かせ願えんでしょうか。運営等をどうされるのか。

具体的に言えば、町は補助しないということやったらうと思えますが、念のため、そこら辺の答弁お願いいたします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

敷地の造成だけは町と……。それで、建設と運営につきましては博仁会が行うということで、今ところはですね、そういう正式な決定は、場所とそれから運営。そして三年なら三年間ですね、これはまだちよっと詰めはしてないんですけれど、土地使用料をですね、期間はまだ再度ですね、今検討中でございますけれども、こつちの場合は最低三年ぐらいではないかと思っておりますが、この期間についてはまだ「無償でお貸しします。」ということまではしてませんが、期間がまだいろいろと話をし、また次回にはつきりさせるといふことでございます。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） 今の話はですね、私の勉強不足かも知れませんが、町の財産にあの土地がなっているのか。仮になつていないとした場合にですね、私は『なっていない』と思ってるんですが、そうした場合に、契約はどことされるんですか？

内容で言えば、前回の定例会で、『債務負担行為』で購入したと、土地開発基金から。それで、結局、その時に松永議員さんからいろんな話が出て、「おかしいんじゃないか？」と。それで尚且つ、その後その結果として「そこに何かを作る

ということになった時から償還する。」ということだったろうと思うってすよね。経過は……。

それで結局今回、博仁会と契約を仮にした場合に、町の財産には私はなっていないと思うわけですから、どこも契約されるのか、博仁会が……。そこら辺のところを、ご説明お願いいたします。

十一番（黒崎政美） 議長、休憩動議をお願いします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

| | | | | | |
|---|----|----|----|------|---|
| ― | 休憩 | 午前 | 九時 | 五十二分 | ― |
| ― | 再開 | 午前 | 十時 | 二分 | ― |

議長（近藤一輝） 再開します。

町長（山田憲道） 松永議員さんの質問にちよつと私間違いがありましたので、お答えいたします。

四月二十四日の日はですね、「どっちにするか」というのはまだはつきり判らなくて、それは全協で開いております。で、私が全協と間違ったんですが、『ふるさと議会』の説明会の折に、場所の決定と金額等については説明したということとで、こちらの勘違いで誠に申し訳なかったと思っております。

それから、加山議員さんの件につきましては、用地は町有地になっております。それから、土地の償還関係は十九年度から返済をしたいというふうに考えております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・衛生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第五款・農林水産業費

浦 議員

四番（浦 英明） 十三節の委託料にですね、百四十七万円を計上しておりますが、これは浮棧橋の設計委託業務というふう

うになっておりました、当初予算では確か四百二十万円を組んでおったと思えますけども、これをまた増額したのは何であるのか。そしてまた、十五節の工事請負費の中で、野崎漁港漁村コミュニティ基盤整備工事、これが百四十七万円を減額し

ておりますが、その内容の説明をお願いいたします。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

当初予算で計上しておりました委託料の四百二十万でございますけど、これは係船が浮帯式分の設計委託料でございます。その後ですね、設計波高の見直しが行われまして、その設計波高の算定に要する費用、これが百四十七万円必要となってきました。その追加でございます。それで予算枠が二百万円と限られておりますので、工事請負費を、その分の百四十七万円減額いたしましたして、二百万円になるような格好にいたしております。

工事費も概算工事費でございますので、しかし、委託料につきましてはですね、百四十七万円が必要となるというのほう判っておりますので、これを計上いたしましたして工事請負費の方を減額させていただいております。

議長（近藤一輝） 浦 議員

四番（浦 英明） 私のちよつと勘違いかも判りませんが、再度質問をいたします。

さっきの説明がよく判らなかつたんですけど、新しく『浮帯式』かなんか言われたですね。それで事業費が増えたのかなあと思いますが、ただ単に設計委託業務をですね、当初四百二十万、それと今度百四十七万、これを足しますと五百六十七万になるわけですよ。それを工事費が二百万だというふうに言われましたけども、これから割り振りしてみますと、設計委託業務だけでも二七%ぐらいかかるわけですね。だから、これだけ設計委託業務費がかかるのかなと、こういうふう思ったもんですから一応質問したわけなんですけど…。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

基本設計委託料につきましては、標準設計費というのがございまして、これによりまして浮帯式係船岸、これは前方地区とか柳地区とかに現在設置されております浮帯式の係船岸でございます。これが約四百二十万円、これは指名競争入札でございますので、これは変動はいたします。しかし、当初起工する場合にどうしてもこの四百二十万というのは必要となりますので、これを計上しております。

今回の百四十七万円につきましては、現時点ですと、『設計波高』と言いまして漁港には常に波の計算があります。

で、波の計算が今回見直しとなっております。その設計波高の見直しによる経費でございます。これを百四十七万、これも標準的な設計委託料でございます。どうしても合計しまして、五百六十七万円必要となっておりますので、その分ですね、工事請負費の方を減額補正させていただいております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

第六款・商 工 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・土 木 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第八款・消 防 費

六番（松永勇治） 詰所の修繕料ですが、どこでしょうか？どの分団の詰所ですか？

松永議員

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） これにつきましては、三箇所ありまして、一分団と、九分団と、十分団でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第九款・教 育 費

加山議員

一番（加山雅徳） 三目の総合センター費の中の、十五節・工事請負費の中ですね、十七年度から一千万あまり繰り越ししておりますが、その後、今回六百五十万の補正ということですが、その中で財源として一財から全部出しているようでございますが、これについて補助は付かなかったのかどうか。そこら辺のご説明をお願いいたします。

議長（近藤一輝） 教育次長

教育次長（大黒泰三） お答えします。

十七年度のアスベストの撤去工事については、国の補助金が三分の一付いております。十八年度につきましては、未だにまだ未定でございます。今後、補助金が付くか・付かないか、そういうところで、付いたら申請を行いたいと思っております。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） これは、町長の行政報告やったですかね、そこで説明があったと思うんですが、今回ホールの天井を云々すると、アスベストを除去するということやったと思いますが、当初なぜそのときに、一緒にやっつけばよかったんじゃないかなという気がするわけですね。

で、今現在、補正で上げて補助が付くか・付かんか判らないと。そしたら、当初上げとったら、判つとるわけですから、アスベストが天井に吹き付けてあるつちゅうとがですね。そしたら、補助も起債も付いたでしょうし、なぜ当初上げなかったのか、その理由をご説明願います。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

十七年度の繰り越してございますけど、県の方ですね、アスベスト除去工事費の補助金の枠等を検討しております。その結果、『打切補助』と言いますか、金額限定の補助金が残っているということでございます、その相当分をですね、お願いいたしました、全額『未契約繰越』という形をとっております。

それで、繰越予算を組む当時でございますが、来年度、所謂十八年度につきましては、要望が多いので、もう十倍ぐらいの要望がきてますよと。ですから、ちよつと「三分の一補助が、三分の一補助程度になるかも知れません。」ということがありましたので、急遽、繰越予算を計上したわけでございます。

それで、今回の計上はホール等がですね、まだその中に数量が算出されておりませんので、その分を加えた金額をですね、補正で一応六百万計上しておりますけど、県の方にお伺いしましたところ、基準額で約四百八十万に対する三分の一の、百六十万、これはですね、振り分けようというお話は受けて、今補助金交付申請事務をしているところでございます。ですから、百六十万は国の補助金として入る見込みでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第十一款・公債費

松永議員

六番（松永勇治） これは財源について、ちよつとお尋ねですが、『その他』の欄ですね、減債基金の繰入金を一十五十

五万五千円減額されとるわけですね。そしたら、それプラスの十一万六千円になつとるわけですけども、何を十一万六千円加えた『その他』の財源か…。

減債基金の繰入金の減額一千五十五万五千円は判つとるわけです。この中のですね…。それに十一万六千円加えたものをここに掲げられておりますけれども、この十一万六千円はどの、『その他』の財源をもつてこられておるのか。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

これは大変申し訳ありませんけど、単純な『記帳ミス』でございまして、「一千五十五万五千円」が本当の数字でござい
ます。

訂正してお詫びいたします。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） ただ今の問題についてですけども、この場ですね、訂正してお詫びするといふものじゃなくて、これは『議案』として出ております。

従いまして、然るべき措置をとるべきです。つまり我々はこれをいったん否決をして、もう一回出しますか？

それとも、そちらの方で然るべき措置をとりますか？

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

— 休憩 — 午前 十時 十七分 —

— 再開 — 午前 十時 三十八分 —

財政課長

議長（近藤一輝） 再開します。

財政課長（西村久之） 本来ならば、休憩前に差し替えの同意と言いますか、了解をもらわなければいけないかったことにつ
きましては、お詫びしたいと思います。

それで、単純に間違っておりますので、差し替えをお願いしたいと思いますか、如何でしょうか…。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 議事進行についての発言をいたします。

ただ今の申し出と言いますか、『議案』として出されたものを、今審議している段階で、差し替えができるのかどうか。勿論、これについては全体の数字が違うわけではないので、この全体の数字の中の、『説明』の部分で現実と違が出てくるということでありますから、そういう意味では、厳密な意味では諮れないかも知れません。

しかし、『議案』として出されて、その説明の中の数字が違うということであれば、これは、私は重大な間違いだと思っております。それぐらい、『議案』を出す時には『完成品』を出さなきゃいけません。完璧なものを出さなければいけないということになっております。

したがって、一部をそうやって改正するだけで、間違いをちよつと修正するだけで、「通して下さい。」というのが本当にあるのかどうか…。

その辺のところを議長にお尋ねをいたします。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

| | | | | |
|---|----|----|-----|---|
| — | 休憩 | 午前 | 十時 | — |
| — | 再開 | 午前 | 十一時 | — |
| — | | | 一分 | — |

議長（近藤一輝） 再開します。

議事の進行について異議申し立てがありました。議員の皆様との協議の結果、執行部に対する意見でございまして、町長の方から答弁をさせたいと思えます。

町長（山田憲道） 皆様大変ご迷惑をおかけいたしました。誠に申し訳ございませんでした。

訂正をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝） おはかりします。

ただいま提出者から、日程第二、議案第四五号、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）の訂正をしたい旨の申し出がございました。

おはかりします。

議案第四五号の訂正の件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四五号の訂正の件は、承認することに決定しました。

執行部に厳重注意をいたします。

今後の議案提案に対しましては、厳重な注意をもって挑むように、町長に特にお願いをしておきます。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

― 休憩 午前 十一時 三分 ―

― 再開 午前 十一時 五分 ―

財政課長

議長（近藤一輝） 再開します。

財政課長（西村久之） 議事の進行を大変遅らせてまして本当に申し訳ありませんでした。

今から、訂正箇所を言いますので、訂正をお願いしたいと思います。

六頁の、公債費、『財源内訳』のところの、『その他』、三角の一千五十五万五千円。『一般財源』同じく一千五十五万五千円。歳出合計、『その他』のところ、三角の七百七十八万一千円。『一般財源』が四千六百六十三万一千円に訂正をお願いします。

それと、十一頁、公債費の『財源内訳』のところを、三角の一千五十五万五千円。『一般財源』のところを、一千五十五万五千円に、二段ありますけども、訂正をお願いいたします。

どうもすみませんでした。

議長（近藤一輝） 第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

伊藤議員

八番（伊藤忠之） 歳入の方で県補助金、グリーン・ツーリズムの全体の事業費をお聞かせいただきたいと思います。

それと、歳出で、アイランド・ツーリズム事業の、協議会の内容の説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（吉元勝信） お答えいたします。

歳入と歳出が関連がありますので、大変申し訳ありませんが、一緒に説明をさせていただきたいと思えます。

歳出の、商工費の観光費、十九節の補助金の、アイランド・ツーリズム推進協議会運営費補助金につきましては、二つの県補助金に係る事業がこの中に入っております。

一つ目は、二十一世紀まちづくり推進総合支援事業分でございます。この事業費が二百九十四万四千円で、二分の一ずつを県と町が負担いたします。この事業につきましては、県補助金の二分の一が直接、アイランド・ツーリズム推進協議会の方に入るようになっております。それで、ここにおきましては、町負担の分の百四十七万二千円を計上させていただいております。

二つ目の、歳入でもありましたグリーン・ツーリズムステーション事業補助金分でございますが、事業費が二百三十万円で、先ほども説明いたしましたとおり、二分の一ずつを県と町が負担するようになっております。この分につきましては、町を経由して事業を推進することになりますので、いったん町が県補助金を受けて、アイランド・ツーリズム推進協議会の方に補助を行うというようなシステムになっております。

以上です。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

土川議員

二番（土川重佳） 十頁でお願いします。八款・消防費です。

先ほど、松永議員さんが質問したんですけれども、修繕料でございますけど、一分団・九分団・十分団と説明がありましたけど、この十分団は、昨年か一昨年に屋根替え・壁張り等をやっていると私は思っておりますけども、どこをするんですか？工事の内容をよろしく願います。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） これにつきましては、十分団の詰所にトイレが無いために、隣にあります大浦公民館と共用のトイレを作るものがございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

四番（浦 英明） 歳入の分です。十九款・諸収入、雑入のところですね、漁村再生交付金事業促進交付金というのがあ

りますけども、これは離島漁業再生支援推進交付金ともまた違うようですが、あとの特別会計で出てくる下水道の予算に計上されてあります、漁村再生交付金と関係があるのか。この内容の説明をお願いいたします。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、漁村再生交付金事業促進交付金。これはですね、従来、農業集落排水事業とか、特定環境下水道ですね、あれに下水道の促進交付金、これは県の単独補助でございますけど、この分でございます。

この分をですね、三千百八十万円。これの八%相当額の二百五十四万四千円。これを特別会計じゃなくて一般会計の方で受けております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四五号、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第四五号、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願

います。

(賛成者起立)

議長(近藤一輝)

起立多数です。

したがって、議案第四五号、平成十八年度小値賀町一般会計補正予算(第一号)は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第四六号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第一号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長(中村敏章) 議案第四六号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第一号)の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、斑地区の下水道事業の着手による増額補正が主なものでございまして、「第一表・歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ三千百四十八万円を追加し、予算総額を二億三百四十八万円とするものでございます。

第二条は、地方債の変更規定でございまして、「第二表・地方債補正」に示しますとおり、限度額を一千百四十万円追加し、三千四百三十万円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容を説明書の事項別明細書により、七頁・歳入よりご説明いたします。

三款、一項・県補助金一千九百八万円の増額計上は、斑地区の下水道事業費三千百八十万円に対する県補助金でございす。

四款、一項、一目・一般会計繰入金百万円の増額計上は、斑地区漁港漁村総合整備事業に充当いたします。事業費三千百八十万円に対して八%の交付金二百五十四万四千円が一般会計で受け入れられる予定ですので、その内の百万円を下水道事業特別会計へ繰り戻してもらうこととしております。

七款、一項、一目・下水道事業債は、斑地区下水道事業に係る辺地債五百七十万円、下水道債五百七十万円の、合計一千百四十万円の計上でございます。

歳出では、二款、一項、一目・漁村再生整備費の当初予算は科目設置でございましたが、三千百三十六万八千円増額し、

各節に必要な経費を配分しております。主なものは委託料でございますが、斑地区の下水道管渠と処理場の実施設計を平成十八年度内に完了する予定でございます。二款、一項・施設整備費を三千百三十六万八千円増額し、七千五百四十六万九千円としております。

四款、一項・予備費を十一万二千円増額し、補正後の小値賀町下水道事業特別会計歳入歳出予算総額を二億三百四十八万円といたしました。

以上、提案理由のご説明をいたしました。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第三款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第七款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・施設整備費

立石議員

十番（立石隆教） いよいよ斑の方も集合式で下水道整備をしようということにしているようですが、私は今でも個別式でやるべきだという考え方を持っております。で、個別式の方が接続率をそんなに気にしなくていいからです。集合式ですと、接続率が何パーセントになるのかということによっては、公共事業として本当に率のいい事業をしたのかという問題に関わっ

てくるからです。

従いまして、お伺いをします。工事終了後、五年後、今から七年後ぐらいになると思いますが、その時点で接続率を何パーセントぐらいだというふうに考えておられますか？それから五年後において、つまり工事終了後、十年経ったときには何パーセントぐらいが接続しているというふうに思っておられるのか伺います。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

合併浄化槽の件でございますけど、議員ご存知と思いますけど、斑地区におきましては、かなり住宅地が密集しております。そこで合併浄化槽を設置にするにもですね、物理的に無理な箇所がかなりございます。そこで、集合方式で実施するしかできないわけでございますけど、別に集合式に固執しているわけではございません。集合式じゃなくて合併浄化槽が経済効果等を考慮しまして、合併がいい地区については合併浄化槽も導入していきたいと考えております。これはあくまでも費用対効果等も考えていきたいと考えております。

接続率でございますけど、現在、前方地区が約五年目に入っておりますけど、前方地区の場合が現在、六二・九％。この前方地区につきましてはですね、老人世帯が約三十戸ほどございます。で、三十戸の高齢者の世帯を除いた場合には約八〇％程度となりますので、少なくともですね、前方の農集よりも、斑地区の漁集の方がですね、効率的には幾分高くなると考えておりますので、五年後には八〇％の接続率ができるんじゃないかと考えております。

十年後でございますが、十年後につきましては、極力推進しまして、できれば大島並みの百％を目指していきたいと考えております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 合併浄化槽が密集地では難しいということ承知をしておりますが、しかし、密集地の所でもですね、本当に接続しようと思っている人たちがどれぐらい要るのかということ、私は実際上考えてみますと、それほどいいのではないかとという危惧を持っているわけです。

従いまして、接続率というのが非常に重要になってくるわけです。接続する人たちが多ければ、それは当然集合式があの地区は向いているという地区がありますから当然なことだろうと思えますから、私は接続率に非常に注目をしたいと。

そこで、私は、「五年間で八〇%」と出てくるとは思わなかったものですから、それで十年後というところまで付け足せば、「八〇%」というのが出てくるのかなと思つてたんです。

しかし、今想定しているところで、供用開始後五年後に八〇%を想定しているということですが、これは『口からでまかせ』じゃないですよ。かなりの確信を持つてそれをおっしゃってますね。五年後には自分は退職しているから関係ないと思つていませんね。

その辺のところ、もう一度しっかりと…。これは重要なことです。私はお伺いしておきます。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

斑地区ですね、アンケート調査等を実施いたしましたして、十五年度に八〇%の方が接続したいと、五年以内にですね…。望んでおられました。再度、十六年度にですね、今度は基本計画を策定いたしております。そのときもですね、基本計画を策定する委託業者に対しまして再度意向調査をしております。その結果もですね、約八〇%ございます。

ですから、二回目のアンケートの結果、八割は確保できるんじゃないかと私は考えております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） かなりの確信がありがたいようですから、それ以上は聞きませんが、私は非常にこれは『八〇%』は疑問を持つております。現場の声を聞いてみますと、大変難しいのではないかとこのように思つておりますので、そういう点では費用対効果のことを今後しっかりと見ていきたいというふうに思つております。

そこですね、お年よりの家庭とかですね、そういうところがこれにお金がかかることですから、なかなか踏み出しにくいとか、そういうこともありますし、それから収入がガンと落ちている漁業者の方々もですね、五十万・百万というのはなかなか難しいというふうな方々もおられます。そういう点も十分に配慮しながらいろんな手を打ちながらですね、この『八〇%』、なんと少しでも、もしこれをやるんなら、なんと少しでも達成してほしいと。

そのときにですね、このことだけは言わないで下さい。「接続の工事をやる業者が少ないもんですから、五年では達成できませんでした。」ということはないように…。あるところで伺いましたよ。予算審議の時に言っていましたけれども、「業者が少ないので、なかなか接続率が伸びない。」と言つてましたが、免許を持つている、登録している業者の中にはで

すね、仕事が取れないということもあると聞いたんです。したくても…。そこら辺のところというのは、もうちよつとね、しつかりと実態を掴んで、大いにこれが費用対効果をしつかりともつように努力することを私は指摘をしておきたいと思えます。

議長（近藤一輝） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

十分注意しまして、接続につきましてはですね、推進していきたいと思っております。

また、業者についてもですね、まだ施工経験がない業者さんもいらっしゃいますので、こちらの方からお願いしまして、できるだけ営業の方をですね、頑張っていただけのようにお願いしたいと考えております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 私は、本案に反対の立場で討論をいたします。

斑地区を集合式を中心とした下水道の事業をやる。今、このときに小値賀町の財政が非常に厳しい折、しかも十九年度か

ら交付税がどうなるか判らないという状況の中で、最終的にはかなりの金額をここに投下するわけでありますから、そういう意味においては、現段階において接続率が果たして八〇%以上になるかというのは私は甚だ疑問であります。

そういう時におきまして、私は、集合式ではなくて、個別式を中心にした下水道事業であるべきだという考え方をもちますので、本案に対しまして反対をいたします。

議長（近藤一輝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 反対討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四六号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第四六号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（近藤一輝） 起立多数です。

したがって、議案第四六号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

| | |
|------|-----|
| — | — |
| 再 開 | 休 憩 |
| 午 前 | 午 前 |
| 十一時 | 十一時 |
| 三十九分 | 三十分 |
| — | — |

議長（近藤一輝） 再開します。

日程第四、議案第四七号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 議案第四七号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）の提案理由を説明いたします。

この度の予算補正は、医師の異動に伴う人件費の減額補正が主なものでございまして、既定の予算に歳入歳出それぞれ三百五十万円を減額し、補正後の総額を四億二千三百七十万円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から、補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、四款、一項、二目・一般会計繰入金を三百五十万円減額し、一項・他会計繰入金の補正後の総額を一千五百五十万円にいたすものです。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節・給料七百四十一万一千円減額、三節・職員手当等一千九百九十九万二千円減額、四節・共済費百四十六万二千円減額は、長崎県離島へき地医療支援センター派遣医師の任期満了に伴う退職によるものでございます。十二節・役員費三十四万八千円増額は、後任医師の赴任のための経費でございます。十三節・委託料一千六百十六万円増額は、本年度より着任いたしました嘱託医師の委託料でございます。

次に、二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費、十四節・使用料及び賃借料三十六万九千円増額は、平成二年に購入していただきました心電計が故障し、修理を試みましたが既に製造中止となっており、部品交換ができず、修理が出来ませんので、今回、急遽導入を計画いたしました。なお、リース契約は五年の予定です。

四款、一項、一目・予備費を四十八万八千円増額し、予備費総額を百五十八万円にいたしました。

以上、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）にかかる概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入金

松永議員

六番（松永勇治） 繰入金につきましては、平成十七年度繰り入れが現計予算で二千四百三万八千円。本年度当初予算が一千五百万。今回三百五十万円を減額しますと、一千百五十万円になるわけですね。それで、一半期ですね、四・五・六月を経過した時期にですね、昨年度の半分以下の繰入額になるわけですね。ございますけれども、事務長、これは大丈夫でしょうか？ まあ繰入金を減らすということは大変いいことですね、歳出で人件費等が減っておりますので、減らされたのは解かりますけれども、あとで追加つちゅうようなことはないのでしょうか？

一時、これを歳出が減ったから一応繰入金を減らそうということであるのか。その辺をお尋ねいたします。

議長（近藤一輝） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 財政状況がものすごく厳しい中でですね、ぎりぎりの予算編成ということで、ぎりぎりです。やっているところがございますが、極力努力してこれで行きたいと思っておりますが、診療所の方も、ご存知のとおり、看護師の定員が不足しております。そしてまた、臨時職員等も一名退職ということで、今後、途中での採用とか、また機器類のですね、突発的な修理とかが出てくる可能性もございますので、そのときは補正予算あたりでもですね、上げさせていただきたいと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第二款・医療費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

松永議員

六番（松永勇治） これは予算以外のことです、もし議長が適当でないと思われたら、押さえて下さい。

先ほど、事務長がですね、看護師が二名不足しているというところでございます。それで、私も診療所に最近ちよつと用があつて寝たこともあるんですけども、夜にですね、一名の看護師さんが入院患者に対応しているわけですね。それを見るのですね、皆お年よりばかりで非常に一人では大変だろうというような感じがしました。当然、一人体制でおることはもう財源上いたし方ないと思いますが、もしものがあつた場合のことも考えますとですね、やっぱり看護師の助手的なものをですね、年寄りが多く、手をとる人ばかりおるものですから、そういうようなときにね、もしものがあつた場合に、ミスがあつた場合にとおつたもんですから、一応助手をつけるつちゆうことはお金が要ることですので、あれですが、事務長としてどういふふうなお考えをお持ちか、もし答弁ができたら答弁して下さい。

議長（近藤一輝） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 私も異動しましてまだ日が浅いんですが、私も行った当初ですね、夜の看護師体制というのが一名ということ、火災等もありまして、そういうところで大丈夫なのかという気持ちではおりました。

それで、一応二名体制にということで私も考えておりましたが、やはり看護師の免許を持っているという人たちがなかなかいないということで、免許を持たない補助看あたりを補充して、そういう体制に持つていければなということ、思っております、今回も一応また募集をかけたかと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四七号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第四七号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。

日程第五、発議第五号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

立石議員

十番（立石隆教） 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案でございますが、小値賀町議会の会議規則第十四条の規定により本案を提出いたします。

本案は、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求めることについて、政府に対して要望するものであります。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、子どもたち自身の成長を支えるとともに、安定した社会の基礎となります。公立小中学校の義務制では、一九五九年から定数改善計画が立てられ、第七次計画、これは二〇〇一年から二〇〇五年ですけれども、少人数学級による授業や養護教諭の複数配置の拡充など、改善総数は二万六千九百人となっています。公立高等学校も同様に、一九六二年から定数改善計画が立てられ、今年度で第六次計画が終了いたします。

文部科学省は、二〇〇六年度から二〇一〇年度までの五カ年間を計画期間とし、第八次公立義務教育諸学校の教員定数の改善計画を策定いたしました。これは一万五千人の改善総数、増員数を予定したものであります。

二〇〇六年度の予算では、計画された改善総数一万五千人のうち一千人分だけが予算要求方針でした。しかし、二〇〇六年度予算の財務省との折衝の中で、現下の総人件費改革をめぐる議論の状況にかんがみ、第八次の義務制の定数改善計画は実施しないという合意に至りました。この合意によって、来年度の教職員定数は、自然減で、義務制一千人、高校五千人の

合わせて約六千人分が減少となります。教職員定数が減少することは、定数改善計画がスタートして初めてのことです。こうした動向は、教育の重要性やさまざまな教育課程を踏まえた上での検討ではなく、総人件費改革という財政縮減のみの考え方で、容認できないことです。

日本の教育予算は、OECD諸国に比べて極めて低い水準にあります。教員一人当たりの児童生徒数では、日本が初等教育で一九・九人に対し、OECD平均は一六・五人となっており、OECD平均を上回っています。また、初等中等教育における日本の教育機関への公財政支出対GDP比はOECD平均の三・五％を下回るわずか二・七％にとどまっています。日本の教育への財政投資は、世界的にも決して高いものではありません。

また、『三位一体改革』の中で、義務教育費国庫負担制度が大きな焦点であり、制度の存続は文部科学省や自治体、全国PTA連合会など教育関係団体からの強い要請でありました。しかし、義務教育費国庫負担金については、二〇〇六年度から国負担が二分の一から三分の一に変更されます。『三位一体改革』の中で四兆円の補助金のうち、義務教育費国庫負担金の削減は一兆三千億円にもなります。二十兆円にも上る国庫負担金の中で、義務教育費国庫負担金を大幅に削減することは、まさに教育の切り捨てと言わざるを得ません。また、三分の一にすることは、地方交付税に依存する割合が高まることとなります。今後の三位一体改革の議論では、地方交付税が焦点となりますが、交付税削減という方向が出されれば、全国的な教育水準の確保が困難となり、地方財政を圧迫することになります。

本意見書は、憲法で保障された義務教育の無償、教育の機会均等を実現し、子どもたちに行き届いた教育の条件整備を進めるために、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の二分の一への復元を求める制度の堅持を求めるものです。次期定数改善計画の実施は全国知事会、全国市長会も要望しています。義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書は、二〇〇四年度から千三百九十三議会が採択しております。

ぜひとも皆様のご賛同をお願いいたしまして、提案説明を終わります。

議長（近藤一輝） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

小辻議員

三番（小辻隆治郎） 私は、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案に賛成する者であります。

子どもたちは、全国どこの地域でも一定水準の良質な教育を受ける権利を持っております。

しかし、最近の情勢は、教職員の定数削減や義務教育費国庫負担金の減額等、財政縮減を重視するため、様々な地域的事情や課題を抱えた地方の教育が縮小され、切り捨てられようとしています。

特に、本町のような児童・生徒数の少ない小中学校を抱えた自治体においては、教育の低下が懸念されております。

教育予算は、未来への先行投資であり、教育の充実は国の責務であります。教職員配置の更なる充実、義務教育費国庫負担制度の国の負担を二分の一への還元等、義務教育水準の確保が望まれます。

よって、本意見書案に賛成いたします。

以上で、私の賛成討論を終わります。

議長（近藤一輝） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これで討論を終わります。

これから、発議第五号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案を採決します。おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、発議第五号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。

おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣へそれぞれ送付することにいたします。しばらく休憩します。

| | | | | | |
|---|----|----|-----|------|---|
| — | 休憩 | 午前 | 十一時 | 五十九分 | — |
| — | 再開 | 午後 | 一時 | 零分 | — |

議長（近藤一輝） 再開します。

日程第六、発議第六号、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

立石議員

十番（立石隆教） 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書案。

小値賀町議会会議規則第十四条の規定により本案を提出します。

本案は、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させることについて、政府に対して要望するものであります。

現在、経済財政諮問会議は、二〇一〇年代初頭までにプライマリーバランス、すなわち基礎的財政収支の黒字化をめざすとし、「歳出・歳入一体化改革」を議論しています。与謝野金融・経済財政政策担当大臣の中間とりまとめでも、その「歳

出削減」の一環として「歳出の大胆な削減、基準財政需要額の見直し、現在の基準を見直すことによる不交付団体数の増加を始めとする地方交付税制度の改革などを加速する」としています。竹中総務相は、三月二十九日の経済財政諮問会議で、「地方交付税は六兆円減可能」と試算した数字を示しておりますが、この歳出削減については、六月に出される『骨太方針二〇〇六』の中に反映されるものと思われまます。

地方分権二十一世紀ビジョン懇談会の中間とりまとめでは地方交付税制度について、大幅に簡素化して「人口と面積」で配分することに言及しています。また財政制度等審議会では、歳出削減の一環として地方交付税の法定率を引き上げる提言をする方針であります。

しかし、当町のように外海離島の条件下で、財政需要額が多額を要する特殊性を持つ自治体については、国の特段の配慮をすべきであります。

地方交付税は、地方の固有財源であり、国の借金のつけまわしとして、しかも地方の代表者も入れずに「改革」というのは許されないことです。地方交付税制度は、憲法で地方自治体に保障された「財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する」ことを実現するためのものであり、その削減は住民の暮らしや福祉のためのサービスを切り捨てるものであります。地方交付税は地方税と並んで極めて重要な財源であります。総額の抑制等が実施されれば、地方自治の根幹を揺るがすとともに、福祉施策の充実を始め、地域の行政需要にこたえる上で重大な障害となることは明らかであります。

地方交付税法には、財源保障機能については「地方交付税の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障する」と述べています。そして、そのことが憲法に示されている「地方自治の本旨の実現」に役立ち、「地方団体の独立性を強化すること」になるのであります。必要な財源を保障してこそ、地方自治体は国に依存することなく独立して運営できるのであり、国が義務づけている事務についても執行できるものであります。

以上のことから、国及び政府は、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させることを強く要請し、本意見書案を提出いたします。

ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案説明を終わります。

議長（近藤一輝） これにて趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

松永議員

六番（松永勇治） 私は、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書案に賛成する者であります。

現在、国においては地方交付税制度について、財源を保障する機能を小さくしようとしており、大幅に簡素化して「人口と面積」で配分することなど、地方交付税の削減が検討されています。

当町のように、自主財源が少なく、依存財源に頼っている自治体においては、地方交付税の大幅な削減は、住民サービスの低下を招くことが懸念されます。海外離島の条件下で、財政需要額が多額を要することなどの特殊性を考慮することを要望するとともに、国が法律で義務付けている住民の暮らしに密接に関わる地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させることを強く要請するものであります。

よって、本意見書案に賛成いたします。

以上で、私の賛成討論を終わります。

議長（近藤一輝） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これで討論を終わります。

これから、発議第六号、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書案を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、発議第六号、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書案は、原案のとおり決定されました。

おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・金融・経済財政政策担当大臣へそれぞれ送付することにいたします。

日程第七、発議第七号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査） についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第八、発議第八号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第九、発議第九号、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、六月定例会以降の長崎県町村議会議長会が主催する会議及び研修会等に議員派遣を行いたいと思
います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定されました。

なお、決定しました本件について変更が生じた場合の取扱いは、議長に一任願います。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。
これで、平成十八年小値賀町議会第二回定例会を閉会します。

― 午後 一時 十分 閉会 ―